

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(水) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		5番	藪	内 孝 博
		6番	上	根 慶 万
		7番	谷	口 貴 文
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良
		13番	福	石 幸 生

●農地利用最適化推進委員5人

15番	土	師 信義
16番	上	田 芳 夫
17番	岸	本 彰
18番	中	野 広 正
20番	藪	田 俊 博

4. 欠席委員 (3人)

2番	小	西 由 子
8番	賀	山 圭 子
19番	宮	本 裕 澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

6番 上 根 慶 万

7番 谷 口 貴 文

日程第4 報告事項

①前総会(6月10日)のてんまつ

②農用地地目変更報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

②議案第2号 農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について

③議案第3号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第4号について

日程第6 その他

①令和6年度第1回農地部会結果報告

②令和6年度第1回農政部会結果報告

③水道水源保護審議会委員の推薦について

④農業者年金加入推進特別研修会の開催について

⑤資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

⑥令和6年度岩美町農地パトロール（利用状況調査）実施要綱（案）

⑦岩美町振興公社について

⑧その他配布物について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
主任	松本享子

事務局	<p>ただいまより令和6年度第4回の岩美町農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。</p> <p>総会の成立です。</p> <p>本日の出席委員は、14名中12名ということで、岩美町農業委員会会議規則第6条の定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、事前の欠席連絡は、8番の賀山委員、19番の宮本推進委員からいただいておりますが、小西委員のほうは出席予定ですが、遅参ということでご理解いただければというふうに思っています。</p>
事務局	<p>それでは、会長から挨拶、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>昨日までもものすごく暑い、梅雨入りしながら猛暑で大変熱中症を心配しながらの作業をしていたと思いますけれど、今日から1週間ほど雨模様でちょっと落ち着いた作業ができるんじゃないかなと思っています。十分体調には気をつけながら、計画していただきたいと思っています。</p> <p>今日は、今事務局長のほうから話がありましたけれども、報告事項と提案事項が結構ありますので、ひとつよろしくご審議のほうをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、総会につきましての議長は、岩美町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後、議長のほうをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の議事録署名委員ですけれども、今までと同じように議長から決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということで、6番の上根委員さんと、7番の谷口委員さんにお願いしますので、よろしくお願いいたします。</p>

議 長

では、続きまして日程第4の報告事項、前総会のでんまつと農用地地目変更報告について、事務局、お願いします。

事務局

総会議案の3ページをお開きください。

前総会、6月10日のでんまつについてご説明いたします。

1点目、3条1件1筆ということで、岩本地内の所有権移転についてお諮りしました。承認をいただきましたので、9月11日付で許可書を譲受人、譲渡人に送付しております。

2点目、農用地利用集積等促進計画第3号ということで、14件43筆の申出についてお諮りし、ご意見ございませんでしたので、意見なしという形で6月11日付で町のほうに回答しております。

3点目、令和5年度農業委員会活動の点検・評価の決定ということで、令和5年度最適化活動の点検・評価について承認をいただきましたので、6月17日付で県、町農業委員会に報告し、同日付で町のホームページのほうで公表をしております。

しかし、その後県のほうにこの点検・評価と連動する最適化活動実績報告を提出しました際に、修正の指摘を受けましたので、一部修正の必要が生じておりますので、その旨ご報告をさせていただきたいと思っております。

本日お配りしております別紙様式5をお手元にご準備ください。

2ページ目の最適化活動の1、地域最適化活動の成果目標(1)の農地の集積の③の実績、真ん中あたりの農地面積を前回の総会に諮らせていただいたときは直近の令和5年度統計の面積を使用して852ヘクタールとしておりましたけれども、国が示したQ&Aのほうで令和5年度の目標設定時の数値を使用してくださいということが示されたということで、目標設定のときと同じ862ヘクタールに修正をしております。

また、3ページの遊休農地の解消のほうの③の実績の片仮名のアのアルファベットの小文字のaの今年度の緑区分の遊休農地の解消面積(D)というところですけど、前回1.1にしておりましたけれども、これを0.8に修正しております。これはセルに入っている数式が間違っていて、そのことをよく確認せず載せてしまったもので、イの前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積が誤って合算されていたものです。

次に、最後のページの様式4ですけども、左から7行目で、遊休農地の解消の実績のところ、今回直した0.8が入ります。それから、右から10列目の推進委員が最適化活動を行う日数のところの実績なんですけれども、これ当初は1.9にしていたんですけど、数式の参照範囲が少しずれていまして、1.9になっていましたが、2.0に修正をしております。

数値の確認不足や計算式、参照先の確認が不十分で修正になってしま

い、申し訳ございませんでした。一度総会のほうで採択していただいておりますけれども、この報告をもって修正をさせていただきまして、報告先である農業会議等へは差し替えをお願いしたいと思いますし、ホームページのほうも修正をさせていただきたいと思います。

続きまして、報告事項の②に移らせていただきます。

4ページをご覧ください。

地目変更届を1件受理しております。

届出人は大谷の*****さんです。届出の土地は大谷の*****番で、地目は田でございましたが、畑に変更するということです。

場所につきましては、資料1をご覧ください。

赤く塗り潰してあるところです。これは5月の総会で3条の許可を受けた土地ですけれども、その際果樹や庭木を植えるなどして畑として利用するというのでございましたが、その道路と同じくらいの高さまで土を入れるということでしたので、地目変更届を提出いただいたところでございます。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

皆さんのほうで何か質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、2番のほうに入らせていただきます。

議長

では、2番の議案第1号の説明をお願いします。

事務局

それでは、5ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

それでは、事務局より説明いたします。

事務局

今回、1件1筆の申請を受理しております。

申請地は、大字岩井*****番、面積が1,244平米、登記地目は田です。申請は人譲受人が岩本の*****さんで、譲渡人が大谷の*****さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料2の2ページをご覧ください。

ピンク、赤で塗り潰しの部分が今回の申請地です。

資料の1ページに戻っていただいて、まず全部効率要件ですけれども、農業用機械につきましては、トラクターを1台とそれから田植機とコンバインは機械組合に借りているということです。また、申請地の近くには自作地が約2反ありまして、また借入れ地も4反あります。少し離れたところに貸付けが約1反ありまして、取得後の経営面積は計約7反になります。そのほか、常時従事要件、本人は20日、夫のほうは120日で、旦那さんのほうがメインで農業をされるということで、150日には達していませんけれども、旦那さんのほうが行うべき農作業がある限りこれに従事しているということです。そのほか、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしております。

(2)の申請地の現状及び今後の予定につきましては、これまで田として利用されており、今後も田として利用する予定のため、周辺農地に影響はありません。

売買価格は、全体で*****円で、10アールあたりに直しますと約*****円となります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

担当の地区委員の山本さん。

3番

先月25日の日に推進委員の中野さんと事務局の松本さんと現地確認させていただきました。特に耕作してるところを見てもきちっと管理されており、問題ないと思います。

以上です。

議長

それでは、皆さんのほうからの質疑を受けたいと思います。

1番

資料2のほうの常時従事要件のところなんですが、旦那さんの*****さんのほうが奥さんより6倍の時間、日数されてるのに、どうしてこの申請が奥さんなのかなというのが分からなくて。

事務局

基本的にはこのご家庭はずっと奥様の名義でされていて、3条は世帯で申請ですので、別にたくさんしている人が名義を得なくてもいいという考えで把握しております。

1番

理解しました。

議 長	<p>よろしいでしょうか。そのほか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 議案第1号について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(賛成挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数で可決されました。</p>
議 長	<p>それでは次に、日程の第2号議案のほうに入らせていただきます。 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、6ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議 について」でございます。 令和4年11月9日付で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた 転用事業について、下記のとおり事業計画変更申請書を受理しております ので、知事に進達するため、委員会の意見を求めるものでございます。 中身については、事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>では、議案6ページになります。 このたび令和4年度に許可を受けた浦富地内の転用事業の計画変更申請 提出を受理しております。 申請地は、浦富の*****番の2，999平米と同じく東出逢の*****番で 3，029平米で、それから7ページに行ってくださいまして、浦富の宮 路*****番面積は3，009平米、当初申請のときは、地目は3筆とも田 でございました。当初計画では、東出逢の最初のほうの2筆にドラッグス トアを建設し、宮路のほうに飲食店と集合住宅2棟を建設する予定で、令 和4年11月9日付で県の許可を受けておりました。 このたびの変更につきましては、東出逢のほうの2筆で、ドラッグスト アの敷地面積を少し小さくして集合住宅をもう1棟建設するというもので ございます。宮路のほうの飲食店と集合住宅のほうは変更はございませ ん。また、変更するドラッグストア敷地部分を他の事業者売却をしてお りまして、事業者のほうも一部変更となっております。 では、資料3に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。</p>

土地の所在につきましては、先ほど読み上げたとおりですけれども、現在の当初の事業計画に基づいて赤字で示したとおりに分筆と地目変更がされています。このうち下線を引いております東出逢の*****番と*****番につきましては、3の譲受人のところに一部事業継承として赤字で記載しております株式会社*****に売却しております。この土地のほうを借りて、その下の株式会社*****が店舗建設と運営を行うという計画となっております。また、当初事業を計画した株式会社*****については、所在地と代表者が変更となっておりますので、変更部分を赤字で表示しております。

ちょっと言葉だけでは場所が分かりにくいと思いますので、3ページの位置図・農地区分決定根拠図をご覧ください。

当初の3筆が9筆に分筆されておまして、北側の*****番につきましては、分筆はされておりますが、計画変更はなく、南側の*****の横の土地のほうに変更となっております。赤い部分は当初計画書の株式会社*****が引き続き事業を行う部分、ピンクのところ売却された部分になります、ドラッグストアが建つ部分です。その横の水色の部分が当初の計画どおりに公衆用道路としておまして、町のほうに寄附されて町道となっております。

1ページに戻っていただきまして、4の転用目的ですが、先ほど申し上げた南側の部分を当初ドラッグストア1棟及び駐車場115台分にする予定でしたけれども、分筆してドラッグストア1棟と駐車場60台分と、それから集合住宅1棟と駐車場19台分を設置する計画となっております。

土地利用計画につきましては、4ページをご覧ください。

ページ番号のあるほうが北です。

予定建物と書いてあるところの大きいほうがドラッグストアで、細長いほうが集合住宅となっております。あとは駐車場の区画が切つてあるような状態です。

1ページに戻っていただいて、計画変更というわけではありませんけれども、時間経過に伴って事業が済んだところは赤字にしております。立地基準につきましては、変更はございません。増築の決定根拠は、3ページに位置図を掲載しておりますけれども、インターチェンジから300メートル以内第3種農地、営農条件のうち南側の農地は、先ほどの利用図にありましたけれども、建築条件付売買予定地として転用許可済みとなっております。

6の一般基準ですけれども、2ページを開いていただきまして、他法令の許可につきましては、農業振興地域農用地区域は除外済みで、開発行為も許可済み、県の盛土条例は許可済みと書いておりますが、届出済みとなっております。それから、新しくドラッグストアに関して大規模小売店舗立地法というものに基づく届出等も済んでおります。

規模の妥当性については、当初は集合住宅2棟だったものが3棟となっ

ており、4ページの土地利用計画図からも妥当な規模となっていると思います。

被害防除計画については変更はありません。株式会社*****によって当初計画どおり分譲、造成が行われており、L型擁壁の設置や既存水路の法面への張コンクリート、あと新設道路や側溝の設置等が行われております。

資金計画につきましては、土地買収及び盛土、整地については終了していますが、店舗の建設費用、それから上下水道の工事費用等が資金計画として上がっておりまして、*****のほうが*****円、*****のほう*****円の資金が必要となっております。資金は全て自己資金で賄うこととしておりまして、*****が*****銀行、*****は*****銀行の資金計画の金額以上の残高証明書が添付されております。

7、8のほうは変更はなくて、9の添付図面につきまして、3ページに位置図と農地区分決定根拠、4ページに土地利用計画図、5ページと6ページに集合住宅の建物平面図と立面図、7、8、9ページにドラッグストアの配置図と建物平面図と立面図をつけております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

皆さんのほうで質問がありましたらお願いします。

13番

いつ竣工予定となっておりますか。

事務局

*****のほうは1年後ですね。*****さんはもうちょっと早かったと思いますけど、一応来年の1月の予定です。

13番

土地の所在の一番最初のところで、これ赤いところを分筆したということですか、申請したあとに分筆して、これだけの筆数になったということですか。

事務局

そうです。

13番

分かりました、ありがとうございます。

11番

資料3の3ページにある地番が左側のほうから*****番からずっといつて*****番になってあって、*****番と*****番ていうのは多分道路だと思うんですけど、そのほかの地番のこれが何になるとかっていうのをもう一回教えてもらえませんか。

事務局	<p>まず、上のほうにあるのは変更がないところです、*****番から*****番は。そこは*****番に飲食店、*****番と*****番については集合住宅、*****番と*****番については集合住宅です。*****番は町道。</p> <p>下りまして南側のほうにあるピンクのところ、*****番と*****番、こちらについてはドラッグストアが建つ予定です。*****番と*****番、赤いところは引き続き*****が事業をすることで、ここにもう一つ当初計画にはなかった集合住宅が建つ予定です。その横の水色のところは町道です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
1 3 番	<p>資金調達のところ、当初のときが*****円が、全ての総事業費だったけど、説明された資材高騰とかの関係で下の*****円、プラス*****円ぐらいに膨れ上がりましたという認識でいいですか。</p>
事務局	<p>土地買収費とか整地費も多少変わってはいるんですけど、その後の今の計画の金額がこれだけなので、これだけ膨れましたというふうな形になります。</p>
1 3 番	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>そのほかありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決のほうをさせていただきます。</p> <p>農地法第5条の許可変更の申請書の審議について、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(賛成挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。賛成多数で審議されました。</p>
議 長	<p>それでは次に、第3号議案のほうに入らせていただきます。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、総会資料8ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第4号について」で</p> <p>ございます。</p>

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めるものでございます。

補足説明を事務局からいたします。

事務局

議案第3号につきましては、議案の9ページから10ページに農用地利用集積等促進計画案を載せさせていただいてます。

*****さんにつきましては、機構利用につきましては今回初めてだと思うんですけども、これまでも利用権設定で2筆借りておられまして、1反程度の農地を耕作しておられます。6年程度の農業経験があるということで、農業用機械としてトラクターや田植機、コンバイン、バインダー等を所有しておられるということです。そのほかにつきましては、全部更新になります。

地図につきましては、資料4のほうをご覧ください。

今回設定の結果載せております。

それから、今回の権利の設定をする農用地につきましては、貸借権によるものが19筆3万1,297平米、使用貸借によるものが4筆で2,782平米、合計23筆の3万4,079平米となっております。

簡単ですが、説明は以上です。

事務局

資料の説明は終わりです。

議長

説明が終わりました。

それでは、審議のほうに入らせていただきます。

議長

それでは、1番*****さんの促進計画についてご意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成挙手)

議長

ありがとうございました。賛成多数です。可決されました。

それでは、*****さんの促進計画についてご意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、2番の*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でした。
それでは、3番の*****の促進計画についてご意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
それでは、4番の*****さんの促進計画についてご意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、4番*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
続いて、5番の*****の促進計画で、ご意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、5番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成挙手)

議長 賛成多数です。

それでは続いて、7番の*****の促進計画でご意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、7番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
それでは引き続きまして、6番の*****さん、8番の*****さん、9番の*****さん、10番の*****さん、11番の*****さん、12番の*****さん、13番の*****さん、促進計画でご意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、今審議させていただきました皆さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成挙手)

議長 ありがとうございます。賛成多数で、承認されました。

議長 それでは、これで本日の議案は全て終了いたしましたので、6番のその他のほうに入らせていただきます。

その他で、事務局の説明をお願いします。

- 事務局
- ①令和6年度第1回農地部会結果報告
 - ②令和6年度第1回農政部会結果報告
 - ③水道水源保護審議会委員の推薦について
 - ④農業者年金加入推進特別研修会の開催について
 - ⑤資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて
 - ⑥令和6年度岩美町農地パトロール(利用状況調査)実施要綱(案)
 - ⑦岩美町振興公社について
 - ⑧その他配布物について

議長 では、これで終わらせていただきますが、来月の日程は、8月9日金曜日、13時半からということですのでよろしくお願いします。